

ちば観光・宿泊業職場見学ツアー業務委託企画提案募集要項

1 事業の目的

観光・宿泊業は、他産業と比べても従業員不足がより深刻な課題となっています。

このため、観光・宿泊業界への就職に興味のある求職者向けに、実際に房総を訪れていただき魅力を体験してもらうとともに、観光・宿泊事業者の職場説明・見学・魅力発信を行う企画ツアーを実施します。

2 募集対象事業

- (1) 名称 ちば観光・宿泊業職場見学ツアー
- (2) 事業内容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託金額上限 3,700,000円(消費税及び地方消費税込み)
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

3 応募資格

企画提案書を提出する者は、次のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札の参加者の資格を有しない者でないこと。
- (2) 5(1)提出期限の日までに、千葉県物品等入札参加資格を有する者であること。
- (3) この公募開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (5) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある者でないこと。
- (7) 選考委員会の委員でないこと。

4 業務説明会・質疑応答

本業務に関する説明会を次のとおり開催します。

参加を希望する場合は、令和6年11月6日(水)午後5時までに、電子メールでお申し込みください。

日 時：令和6年11月7日(木)午後1時15分から

実施方法：オンライン(Zoom)

申 込 先：「10 問合せ先及び応募先」

メール本文中に、以下の内容を記載すること。

企業(団体)名

参加者数

連絡先

本業務に関する質問は、下記期間内において電子メールで受け付けます。質問の範囲は業務に関するものに限り、提案状況、選考委員名等に関する質問は受け付けません。

なお、質問があった事項とその回答は、軽微なものを除き、県ホームページに掲載します。

期 間：令和6年11月7日(木)～同11月20日(水)正午まで

5 企画提案書類の提出方法

(1) 提出期限 令和6年11月21日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

メールにて提出。

メール送信後は、必ず電話にて到達確認をしてください。

メールの容量(7MB まで受信可能)にご注意ください。

企画提案書のサイズを7MB 以内に抑える必要はありません。7MB 以上となる場合は、ファイルを分割して送付、又は大容量ファイル送信サービスを御活用ください。

F A Xは不可とします。

(3) 提出書類

ア 企画提案書(様式第1号)

イ 企画提案に関する調書(様式第2号)

A4判、20ページ以内とし、「業務委託仕様書」を参照の上、具体的な内容を記載してください。

また、独自提案も可能ですが、独自提案を行う場合には、「6 選考について(2) 審査基準」に留意してください。

ウ 業務に要する経費に関する見積書(様式第3号)

エ 提案者に関する調書（様式第4号）

企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

6 選考方法等

（1）選考方法

提出された企画提案書をもとに、選考委員会において審査し、最も優れた企画提案を選考します。審査に当たってはプレゼンテーション・ヒアリングを実施するものとし、日程等については応募者に別途通知します。

なお、企画提案者の総数が6件以上の場合、選考委員会は書面による1次審査を実施します。

（2）審査基準

審査に当たっては、別表の審査基準により総合的に評価し、選考します。

なお、「業務委託仕様書」記載事項に対応した上で、追加で独自提案をした場合は、審査及び評価の対象としますが、「業務委託仕様書」記載事項に対応せずに、独自提案を行った場合には、減点若しくは失格とします。

（3）審査結果

審査結果は、応募者全員にメールで通知します。

7 主な留意事項

（1） 契約に当たっては、協議の上、企画提案の内容を変更していただく場合があります。

（2） また、協議により本県から指示を行った場合には、その指示に従っていただくとともに、指示事項への対応状況の報告を求めることができます。

（3） 契約に当たっては、千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2。以下「規則」という。）第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要です。

（4） ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

（5） 委託費の支払いについては、原則として精算払いとします。

（6） 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはいけません。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとします。

（7） ただし、委託業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得たときはこの限りではありません。

8 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提案に応募する資格が無い者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人をしたとき。
- (5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関連して談合等の不正があったとき。
- (7) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) 提案書に虚偽の記載が認められたとき。
- (9) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

9 その他

- (1) 提出された企画提案書は、本業務以外に使用することはありません。
- (2) 選考後に提案の無効に関する事実が発覚した場合には、選考を取りやめることがあります。
- (3) 仕様書記載のとおり、成果物の著作権は、原則として千葉県に帰属するものとしませんが、受託者固有の著作物を使用した場合、当該著作物の部分についてはこの限りではありません。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

10 問合せ及び応募先

〒260 - 8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県商工労働部観光政策課 新たな観光推進室
「ちば観光・宿泊業職場見学ツアー」担当
電 話：043 - 223 - 3492
メール：kanko-o@mz.pref.chiba.lg.jp

(別表)

審査項目		審査基準
企画提案 内容	業務内容の 理解	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。
	各種業務 内容	<p>ツアーの企画内容について（コースの選定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案されている出発地が参加者のアクセスしやすい場所となっているか。 ・提案されている行程は、事業の趣旨を反映したものでありかつスケジュール上無理のないものとなっているか。 ・提案されている立ち寄り先の観光施設等の場所及び実施内容について、千葉県観光の魅力伝えることができるものとなっているか。 ・提案されている立ち寄り先及び実施内容について、観光業・宿泊業における就労の魅力伝えることができるものとなっているか。
		<p>ツアーの企画内容について（座談会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案されている座談会の会場は、40名のツアー参加者と5事業者が座談会を実施するに当たり適切な場所か。 ・提案されている運営体制について、観光・宿泊事業者とツアー参加者が話しやすい雰囲気が醸成でき、ツアー参加者がより一層観光・宿泊業に興味を持てるような仕組みか。
		<p>ツアーの周知・広報・ツアーへの募集受付・相談対応・ツアー開催後の担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案されている募集チラシが、理解しやすい構成、内容等になっているか。 ・学校や関係機関への周知活動について、積極的な活動方針であり、かつ参加者増に寄与する内容になっているか。 ・申込受付や相談対応は参加者が応募しやすい体制となっているか。 ・ツアー開催後のアンケートの集計・効果分析の項目は、ツアーの実施効果を図るために適切な項目か。
業務遂行 能力	業務実施 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に実施するための体制を有しているか。 ・業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。 ・業務責任者の経験や知見は十分か。
	類似業務の 経験・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。
	専門知識・ 適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に関する知識、知見を有しているか。 ・業務を遂行する上で有効な資格等を有しているか。
経費の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費、算定基礎が明確に示されており、合理的な内容であるか。 ・費用対効果に十分配慮した経費となっているか。